

令和6年第1回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和6年1月18日（木） 午後1時30分
閉会日時	令和6年1月18日（木） 午後2時07分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室43
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第1号 湯沢市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について

【前回議事録の承認】

令和5年第13回及び第14回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・ 1月5日 稲川・皆瀬新春書初め大会について
- ・ 1月12日 インテンシブ・イングリッシュ・デイについて
- ・ 1月16日～19日 台湾からの短期入学体験受入れについて
(小学生3名、中学生3名)
- ・ 全国都道府県対抗女子駅伝、地元出身者の活躍について
- ・ 今後の人事異動について (県人事・市人事)

【議 事】

○議案第1号 湯沢市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について
(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

令和6年第1回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第1号	湯沢市小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について	可 決

令和6年第1回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和6年 第1回 湯沢市教育委員会

日 時 令和6年1月18日(木) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室43

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和6年 第1回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第1号 湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第1号

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和6年1月18日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

職員の職務内容等について、所要の改正を行うものです。

教育委員会規則等の制定及び改廃についての説明資料

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

本運営規程は、湯沢市立小中学校において学校事務職員が情報を共有し、又は相互に支援することにより学校事務の適正化及び効率化を図り、教育活動の積極的な支援に資することを目的とするものです。

2 規程の改正理由

「教員がきめ細かな学習指導を行えるよう、これまで教員が負担していた事務の軽減を図り、より適切な事務分担を行うことにより事務処理の効率化・集中化を図る。また、地域のセンター校的な役割を果たし、学校間連携を伴う地域情報化の拠点校として教育の情報化への対応を行う。」ことを目的として、本市に秋田県教育委員会から事務職員の加配を受けています。その加配となる事務職員に統括事務長が配置されることとなったため、統括事務長の名称を本運営規程に追記するものです。

3 改正点

条項	現在の内容	改正案
第3条 (職員の職務等)	右の一項を追記。	5 グループリーダーに統括事務長がいる場合は、統括事務長がグループリーダーを統括する。
第11条 3項 (部会の組織)	3 会長は、 <u>協議会</u> を代表し、会務を総理する。	3 会長は、 <u>部会</u> を代表し、会務を総理する。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：教育委員会可決日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令

令和6年 月 日

教育委員会訓令第 号

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程（平成27年湯沢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 グループリーダーに統括事務長がいる場合は、統括事務長がグループリーダーを統括する。

第11条第3項中「協議会」を「部会」に改める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員の職務等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(職員の職務等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 グループリーダーに統括事務長が いる場合は、統括事務長がグループリ ーダーを統括する。</u></p>
<p>(部会の組織)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、<u>協議会</u>を代表し、会務を総 理する。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(部会の組織)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、<u>部会</u>を代表し、会務を総 理する。</p> <p>4及び5 略</p>